

## 第 2 章 プラン策定の背景

## I 世界の動き

### ■1975年（昭和50年）

国際連合（国連）は、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」とし、女性の自立と地位向上をめざして国際的に取り組むことを宣言しました。同年、メキシコシティにおいて開催された「国際婦人年世界会議」では、「平等（男女平等の促進）・開発（経済、社会、文化の発展への女性の参加の確保）・平和（国際友好と協力への貢献）」の3つの目標達成に向けて「世界行動計画」を採択しました。

### ■1976年（昭和51年）

「世界行動計画」の採択を受け、国連は、1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までの10年間を「国連婦人の10年」と定め、女性に対するあらゆる差別をなくすための積極的な活動を展開する期間とし、加盟国に対して「世界行動計画」の推進を呼びかけました。

### ■1979、80年（昭和54、55年）

「国連婦人の10年」の活動がスタートして、4年目の1979年（昭和54年）、あらゆる領域における女性差別撤廃を目的とした女性のための憲法というべき「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が34回国連総会において採択され、「人間尊重」と「男女の権利の平等」の理念が再確認されました。

翌1980年（昭和55年）、デンマークのコペンハーゲンで開催された「国連婦人の10年中間年世界会議」においては「国連婦人の10年後半期行動プログラム」が採択されるとともに、女子差別撤廃条約の署名式が行われました。

### ■1985年（昭和60年）

1985年（昭和60年）の「国連婦人の10年最終年世界会議」においては10年間の取り組みの成果を評価し、2000年に向けてのガイドラインとして「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

### ■1995年（平成7年）

1995年（平成7年）に北京で開催された「第4回世界女性会議」においては、女性の地位向上をうたった「北京宣言」と、2000年に向けて世界的に取り組むべき優先課題を盛り込んだ「行動綱領」が採択されました。このように、女性の地位向上のために各国が取り組むべき行動指針が、見直しと評価を繰り返し

ながら更新されています。

■2000年（平成12年）

2000年（平成12年）には、ニューヨーク国連本部において「女性2000年会議」が開催され、北京行動綱領の完全実施に向けた決意を表明する「政治宣言」と、行動綱領の更なる実践促進を盛り込んだ「成果文書（更なる行動とイニシアティブに関する文書）」が採択されました。

■2005年（平成17年）

2005年（平成17年）には、これらの行動綱領や成果文書の評価・見直しを目的とした「国連婦人の地位委員会（北京+10）」が開催され、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言が採択されました。

■2010年（平成22年）～

2010年（平成22年）は、1995年に北京で第4回世界女性会議が開催されてから15年になるので、3月に、ニューヨーク国連本部で「第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）」が開催されました。「北京宣言」及び「行動綱領」の見直しや再確認などを盛り込んだ宣言文が採択されフォローアップが行われています。

そして、2011年（平成23年）1月には国連の新しい女性機関「UN Women」が発足（既存のジェンダー機関統合）し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための取り組みを進めています。

## Ⅱ わが国の動き

### ■1975年（昭和50年）～

わが国においては、国際婦人年を契機として、1975年（昭和50年）、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されました。1977年（昭和52年）には、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向をあきらかにした「国内行動計画」が策定され、1981年（昭和56年）にはその目標設定のため「国内行動計画後期重点目標」が策定されました。

### ■1985年（昭和60年）～

1985年（昭和60年）には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（男女雇用機会均等法）の制定をはじめとする法律・制度の整備を行うとともに、国連で採択された「女子差別撤廃条約」を批准しました。さらに、1987年（昭和62年）には「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されています。1991年（平成3年）には、この計画が見直され、あらゆる分野に男女が平等に共同して参画する「男女共同参画型社会の形成」を目指し、積極的な施策が推進されることになりました。

### ■1994年（平成6年）～

1994年（平成6年）、政府は「婦人問題企画推進部」を「男女共同参画推進本部」へ改め、総理府に「男女共同参画室」を設置するとともに、「男女共同参画審議会」を設置しました。男女共同参画審議会では、1996年（平成8年）に「北京宣言及び行動綱領」を受けて「男女共同参画2000年プラン」が策定され、21世紀初頭を目標とした施策の方向性が示されました。また、1997年（平成9年）には「男女雇用機会均等法」の改正が行われ、育児・介護休業制度の見直しや、新たにセクシュアル・ハラスメントに関する規制等が盛り込まれました。

### ■1999年（平成11年）～

1999年（平成11年）6月には、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行され、これに基づき、2000年（平成12年）12月には「男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画では、11の重点目標が掲げられ、男女共同参画社会の実現に向けて2010年までに取り組むべき施策の方向性と、2005年までに実施すべき具体的な施策が示されました。

この間、2001年（平成13年）には内閣府に「男女共同参画会議」と「男女共

同参画局」が設置され、「男女共同参画週間」を設ける等、国民に対する啓発の取り組みが強化されました。また、同年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）が施行され、2004年（平成16年）には、一部改正されるとともに、「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」が策定されました。

#### ■2005年（平成17年）～

2005年（平成17年）12月には「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、特に重点的に取り組む事項として、2020年までに社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合が少なくとも30%程度になるようになどの10の重点目標が掲げられました。

また、2006年（平成18年）には、「男女雇用機会均等法」が、働く女性の母性尊重と、その雇用環境を整備するため、性別による差別禁止の範囲拡大、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止などの内容で一部改正され、2007年（平成19年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が市町村の基本計画策定努力義務を課すなどの内容で一部改正されたほか、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

#### ■2010年（平成22年）～

2010年（平成22年）には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が改定されました。また、同年12月17日には、男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。「第3次男女共同参画基本計画」では、15の重点分野を掲げ、それぞれについて、平成32年までを見通した施策の基本的方向と平成27年度末までに実施する具体的施策の内容を示しています。

### Ⅲ 岐阜県の動き

#### ■1977年（昭和52年）～

岐阜県は、1977年（昭和52年）に民生部児童家庭課に婦人問題担当を設置し、1979年（昭和54年）には主管課を環境部県民生活課に移し婦人問題担当官を配置しました。同年には「婦人問題懇話会」が設置され、1981年（昭和56年）に「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」が行われ、1982年（昭和57年）には主管を総務部に移し、青少年婦人課を設置しました。1984年（昭和59年）には、「家庭生活における婦人の地位向上に関する提言」が提出されるとともに、「婦人問題推進会議」を設置し、さまざまな審議を経て、1986年（昭和61年）に「岐阜県婦人行動計画」を策定しました。

#### ■1989年（平成元年）～

1989年（平成元年）に「婦人問題懇話会」を発展解消した「女性の世紀21委員会」を設置し、1991年（平成3年）に「調査研究報告書」を、1993年（平成5年）に「男女ともに人間として豊かな生活を創造し、個性を持った自己実現が認められる社会を目指すための提言」を行いました。また、1993年（平成5年）に女性行政を担当する女性政策室を設置しました。

そして、1994年（平成6年）にこの提言と「婦人行動計画」策定後の社会構造の変化に対応するために、「女と男のはあもにいプランーぎふ女性行動計画ー」を策定し、5年間の施策の方向を示しました。

#### ■1996年（平成8年）～

1996年（平成8年）に女性施策が県政の特定課題に位置づけられたことから、女性政策室を女性政策課に拡充しました。

1998年（平成10年）に「女性の世紀21委員会」から提出された「意識改革」「社会参画」「豊かに生きるための条件整備」の3つの課題を中心とする「第3次ぎふ女性行動計画の新たな展開への提言ー『変革』と『創造』をめざしてー」等を踏まえて、1999年（平成11年）に「ぎふ男女共同参画プラン」を策定しました。また、同年に女性政策課にかわって地域県民部男女共同参画課を設置し、2002年（平成14年）により重点的に取り組むべく男女共同参画室と名称変更しました。

#### ■2003年（平成15年）～

2003年（平成15年）に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」を制定し、県の男女共同参画社会形成について基本

的な考え方等を定めました。

2004年（平成16年）に「岐阜県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会実現に向けた新たな施策を展開する指針を定めました。

2006年（平成18年）に県の組織改編に伴い環境生活部に男女参画青少年課を移管するとともに、同年3月に国が施行した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）に基づき、「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定しました。

■2009年（平成21年）～

2009年（平成21年）に「岐阜県男女共同参画計画（第2次）」を策定し、本格的な少子高齢社会、人口減少社会を迎えた新たな課題への取組を盛り込んだ施策を実施しています。

## IV 海津市の動き

### ■2005年（平成17年）～

本市においては、2005年（平成17年）3月28日の海津郡3町（海津町・平田町・南濃町）の合併と同時に企画部企画課に青少年女性政策係を設置しました。そして、市民の代表で構成する「海津市男女共同参画策定委員会」、庁内組織として「海津市男女共同参画行政推進委員会」を設置し、「海津市男女共同参画プラン」を策定しました。

2005年（平成17年）12月には市民に対するアンケート調査、2006年（平成18年）6月には市の職員に対するアンケート調査、同年7月には市内の事業所に対するアンケート調査を実施し、男女をとりまく現況と課題の把握に努めました。また、2006年（平成18年）、プランの原案に対するパブリックコメントを実施するなど、幅広い市民の意見をプランに反映しました。

### ■2008年（平成20年）～

2008年（平成20年）4月に「海津市男女共同参画推進条例」を制定し、本市の男女共同参画の基本理念を示すとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくための根拠を確立しました。また、こうした状況を点検し確実に推進していくため、同年7月に市民の代表及び公募市民で構成する「海津市男女共同参画審議会」を設置しました。

### ■2010年（平成22年）～

2010年（平成22年）8月に、2回目の「海津市のまちづくりに関する市民意識調査」を行い、同年10月には市の職員に対するアンケート調査及び市内の事業所に対するアンケート調査を実施し、男女をとりまく現況と課題の把握に努め、2011年（平成23年）8月の市民の意見を反映すべきパブリックコメントを行い、2011年（平成23年）12月に、条例の基本的な考え方を基礎とする新たな計画「第2次海津市男女共同参画プラン」を策定しました。